

吹田市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、市民の生活の安全を確保するとともに、犯罪の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応等を図ることを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び吹田市総務部防犯カメラ設置及び管理に関する基準に基づき、無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線通信式防犯カメラ 主に犯罪の予防を目的として、本市が公共施設、公園、道路及び街頭に設置する撮像機器で、録画機能を有し、かつ、当該撮像機器が有する無線通信機能を用いて録画した画像の取り出しを行えるものをいう。
- (2) 画像 無線通信式防犯カメラにより撮像・録画をされた映像情報をいう。
- (3) 専用端末機器 無線通信機能を有し、かつ、無線通信式防犯カメラから画像を取り出すための専用ソフトがインストールされている専用端末機器をいう。

(基本原則)

第3条 無線通信式防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用は、第1条に規定する無線通信式防犯カメラの設置目的に則して行うこと。
- (2) 無線通信式防犯カメラの設置に当たっては、その設置場所を地域住民に十分に周知すること。
- (3) 無線通信式防犯カメラには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。

2 画像の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 画像は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、常に正確な内容が記録されるよう適切に管理すること。
- (2) 画像は、犯罪の未然防止及び犯罪発生時への対応のために必要な場合及び法第69条第2項各号に該当する場合に限って利用し、又は提供することとし、他の目的で使用しないこと。

3 専用端末機器の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 専用端末機器には、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。
- (2) 専用端末機器は、施錠設備がある保管庫その他適切な場所において保管する等紛失、盗難等に対する対策を講ずること。

(設置場所)

第4条 無線通信式防犯カメラは、大阪府吹田警察署から提供される犯罪情報を参考に、必要

な場所に設置するものとする。

- 2 設置場所の選定に当たっては、第1条の目的を達するに最適な場所を選定し、共架する電柱等の強度や電源の確保等を確認するものとする。
- 3 前項で選定した箇所に設置する最適な電柱等がない場合に、防犯カメラ専用柱を建設するに当たっては、景観に配慮するものとする。
- 4 無線通信式防犯カメラを設置した場所周辺においては、無線通信式防犯カメラによる映像の録画が行われていることを市民が認識することができるよう、見やすい箇所に表示板等を掲示するものとする。

(稼働時間)

第5条 無線通信式防犯カメラは、常時（24時間）、稼働させるものとする。

(画像の保存期間等)

第6条 画像の保存期間は、録画日の翌日から起算して概ね7日間とする。ただし、犯罪防止等のため特に必要があるときは、その期間を延長することができる。

- 2 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。
- 3 画像のモニター設備は、取り付けない。

(管理責任者等の設置)

第7条 無線通信式防犯カメラの適正な管理及び運用を行うため、危機管理室に、無線通信式防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び、無線通信式防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）並びに無線通信式防犯カメラ画像取扱員（以下「画像取扱員」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、危機管理室長とし、次の各号に掲げる事務を担当する。
 - (1) 無線通信式防犯カメラの設置場所の選定に関すること。
 - (2) 画像の保存及び管理に関すること。
 - (3) 捜査機関等（警察、検察、裁判所等犯罪捜査について法的権限を有する機関をいう。以下同じ。）に対する画像の提供に関すること。
 - (4) 運用責任者及び画像取扱員の選任に関すること。
- 3 運用責任者は、危機管理室の職員のうち管理責任者が選任した者とし、次の各号に掲げる事務を担当する。
 - (1) 無線通信式防犯カメラの設置場所の保守及び維持管理に関すること。
 - (2) 無線通信式防犯カメラ及び専用端末機器の保守及び維持管理に関すること。
- 4 画像取扱員は、危機管理室の職員のうち管理責任者が選任した者とし、無線通信式防犯カメラからの画像の取り出しを担当する。

(画像管理責任者等の設置)

第8条 吹田市は、大阪府吹田警察署との間で、吹田市無線通信式防犯カメラ運用管理に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結し、大阪府吹田警察署に画像管理警察署責任者

を置く。

- 2 画像管理警察署責任者は、大阪府吹田警察署長（以下「警察署長」という。）とする。
（専用端末機器の配置等）

第9条 専用端末機器は、吹田市並びに大阪府吹田警察署に配置する。

- 2 前項の規定による専用端末機器の配置台数は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市総務部危機管理室 4台
- (2) 大阪府吹田警察署 3台

（画像の利用）

第10条 管理責任者は、第1条の目的を達するため必要があると認めるときは、運用責任者に対し、画像の取り出しを指示するものとする。

- 2 運用責任者は、前項の規定による管理責任者の指示があったときは、画像取扱員に対し、取り出しの対象となる無線通信式防犯カメラ及び画像の日時その他画像の取り出しに際して必要な事項を指示するものとする。

- 3 画像取扱員は、前項の規定による運用責任者の指示に従って、画像を取り出したときは、その結果を運用責任者に報告するとともに、吹田市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳（様式第1号）に必要な事項を記録しなければならない。

- 4 画像取扱員は、運用責任者の指示がなければ、画像を取り出してはならない。

（画像利用申請）

第11条 管理責任者は、捜査機関等から画像の利用申請があった時は、捜査機関等に対し、事前に、吹田市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（様式第2号）及び法に定めのある照会文書の提出を求めるものとする。なお、警察署長が画像を利用する場合は、第8条に定める協定書に基づき、適切な手続きを行うものとする。

- 2 管理責任者は、夜間・休日等で緊急を要する犯罪捜査等において、前項の規定による事前の申請が困難であり、やむを得ないと認める場合は、電話により画像の利用承認を行うことができるものとする。ただし、その後、遅滞なく、警察署長に対して吹田市無線通信式防犯カメラ緊急特例画像利用申請書兼誓約書（様式第3号）及び捜査関係事項照会書の提出を求めるものとする。

- 3 管理責任者が不在のときは主管の課長等が、主管の課長等も不在のとき又は主管の課長等を置かないときは、主管の課長代理がその事項を代決する。

- 4 管理責任者は、画像の取り出し状況を確認するため、警察署長に対し、定期的に当該専用端末機器に記録された画像の取り出し履歴を確認させるとともに、当該取り出し履歴に係る情報の提出を求めるものとする。

（守秘義務）

第12条 無線通信式防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らしてはな

らない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、危機管理室長が定める。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。